

## ごみ焼却余熱有効利用促進市町村等連絡協議会中部地区協議会運営要綱

第1条 この要綱は、ごみ焼却余熱有効利用促進市町村等連絡協議会中部地区協議会（以下「中部地区協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（事業）

第2条 中部地区協議会は、年1回会員相互の連絡交流及びごみ焼却余熱の有効利用にかかる技術研修を目的として総会を開催する。

（2）総会の他、必要に応じ臨時会を開催することができる。

（役員）

第3条 中部地区協議会には、次の役員を置く。

（1）幹 事 1名

（2）会 計 1名（幹事が兼務することができる。）

（3）会計監査 1名

（役員を選出）

第4条 役員を選出は、中部地区協議会会員の互選により選出するものとする。

（2）役員任期は、2年とし再任を妨げない。

（3）役員に欠員が生じた場合は、会員の中から補充するものとし、任期は前任者の残存期間とする。

（予算・決算）

第5条 中部地区協議会の運営経費については、「余熱利用連絡協事務局会計」より交付される地区協議会運営費をもって充てる。

（2）幹事は、中部地区協議会の予算執行計画及び決算報告を策定する。

（3）会計監査は、会計を監査する。

（事務局）

第6条 中部地区協議会の事務局は、幹事自治体に置く。

(中部地区協議会の会務)

第7条 中部地区協議会の会務は、幹事が総理し、総会及び臨時会を招集する。

(総会等の旅費等)

第8条 総会及び臨時会の旅費は、各自治体で負担する。

(2) 総会等の運営費については、会場費、印刷費、講師謝礼、原稿料その他会議の運営に必要な経費について、これを充当する。

(その他)

第9条 その他中部地区協議会の運営に関し、必要な事項は会員の協議により決定する。

付 則 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。